

閲覧用

第五次町田市子ども読書活動推進計画(案) (2025年度～2029 年度)



町田市教育委員会

第五次町田市子ども読書活動推進計画 目次

第1章 町田市子ども読書活動推進計画の概要	5
1 計画の意義と目的	6
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	7
4 計画の対象となる子どもの年齢	7
5 推進体制	8
第2章 子ども読書の状況	9
1 国の動向	10
2 東京都の動向	11
3 町田市の現状と課題	11
(1)第四次町田市子ども読書活動推進計画策定後の動向	11
① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の状況	11
② 環境のデジタル化	12
③ 読書環境の充実と取組	12
(2)子ども読書の現状	13
① 第四次町田市子ども読書活動推進計画の取組状況	13
② 町田市市民参加型事業評価について	13
③ 町田市の不読率の状況	13
(3)子ども読書の課題	15
① 不読率の低減	15
② 読書環境の整備と機会の確保	15
③ 人材の育成・支援	15

第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 成果指標	22
4 計画の体系	23
第4章 計画の取組	25
1 取組一覧	26
2 個別の取組	28
<参考資料>	41
関連法など	42
委員名簿	53
計画策定の検討経過	55
【コラムなど】	
電子書籍サービスについて	8
図書館プランナーやってます！	16
図書館プランナーに聞いてみました！	17
コラボ特集	21
みんなが読めるアクセシブルな本	24
YA って知ってる？	32
本と出会える場所	39



第 1 章 町田市子ども読書活動推進計画の概要

1 計画の意義と目的

読書活動について、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（２００１年公布・施行）では、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」（一部抜粋）としています。

町田市では、このような子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、町田市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定しています。

第一次計画（２００５年度～２００９年度）は、「町田市子どもマスタープラン（２００４年１２月策定）」の一部※として策定されましたが、その後は現在まで５か年計画として策定を行っています。第一次計画では、子どもが読書に親しむために、

- ①子ども達が読書に親しむために、いつでも身近なところに本がある環境作りをしていきます。
- ②子どもの読書に関わる人がいること、その人に子どもの本の知識があることはとても重要です。そのため人材の育成、配置に努めます。

を計画の目指すものとして掲げ、①②に基づいて取組を進めました。

第二次計画（２０１０年度～２０１４年度）では、第一次計画の基本的な考え方を継承・発展させることとし、計画の構造が不明確だったため、「基本理念」と３つの「基本目標」を定めました。

基本理念「自ら進んで本を読む子を育てる」

基本目標１：子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標２：いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標３：子どもの読書に関わる人の配置と育成

第三次計画（２０１５年度～２０１９年度）・第四次計画（２０２０年度～２０２４年度）はこの基本理念・基本目標を引継ぎ、子ども読書活動を推進してきました。

第四次計画が２０２４年度末で終了となることから、引続き子ども読書活動を推進していくため、国や東京都の状況を踏まえて、本計画である第五次町田市子ども読書活動推進計画を策定しました。

※ 第二次計画からは、独立した計画として策定しています。

2 計画の位置付け

都道府県及び市町村は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と、自治体の子どもの読書活動の状況を踏まえて計画を策定するよう努めることとなっています。

また、本計画の上位計画である「町田市教育プラン24ー28」と、連携・整合性を図っていきます。子どもの総合的な計画である「町田市子どもマスタープラン25ー34」とは、連携関係にあります。

3 計画の期間

2025年度から2029年度までを計画期間とします。

【計画期間】

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
国				第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 (子ども読書活動推進基本計画) 2023～2027年度							
東京都		第四次東京都子供読書活動推進計画 2021～2025年度									
町田市					町田市教育プラン24ー28 2024～2028年度						
	第四次町田市子ども読書活動推進計画 2020～2024年度					第五次町田市子ども読書活動推進計画 2025～2029年度					

【連携計画】

町田市子ども
マスタープラン25ー34

4 計画の対象となる子どもの年齢

0歳から18歳までの子どもたちを対象とします。

5 推進体制

「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」※において、関連部署・施設等と子どもの読書活動の取組について進捗状況を確認・点検し、その後の子ども読書活動や計画の見直しに活用します。年度毎の取組状況報告書については、図書館ホームページに公開をします。

また、会議では最新の子どもの読書活動の状況について情報交換を行います。

※ 町田市子ども読書活動推進計画推進会議は、「町田市子ども読書活動推進計画」を効果的に推進するために設置されている会議です。会議は市民の代表9人と、市の関係部門4課の課長、図書館長の14人で構成されており、市民と行政と一緒に委員として協議しています。



コラム

電子書籍サービスについて

市立図書館では、電子書籍サービスを2022年10月18日から開始しました。電子書籍サービスとは、電子書籍をスマートフォン、タブレット、パソコン等の端末を介して読むことができるサービスです。これにより、24時間365日いつでも・どこでも本を借りることができます。さらに音声読み上げ機能や拡大機能を使用することで、より多くの方が本に親しめる環境となりました。

2023年9月には、全市立小学校・中学校の児童・生徒にIDを付与し、子どもたちがタブレット端末から電子書籍サービスを利用できるようになりました。学校での活用を進めるため、同時アクセスが可能な電子書籍※1を導入し、授業や朝読書など学校での読書活動を推進していきます。

また、電子書籍サービスでは英語多読※2にも役立つ、音声付き電子書籍「Read-Along」を導入しています。子どもたちが英語に親しむ機会の充実につながることを期待しています。

※1 1点の電子書籍を、複数のアカウントで同時に閲覧することが可能です。

※2 「英語多読」とは、絵本などの絵の多いものから順に、少しずつ文字数の多い本を読んでいくことで、英語を英語のまま理解できるようになる学習法です。①辞書は引かない、②わからないところは飛ばす、③合わなくなったらやめる、の多読三原則に沿って、自分に合ったレベルの英語の本をたくさん読むことで英語力を身につけていきます。

～ 電子書籍サービスのご案内 ～

【利用対象】

利用券をお持ちの町田市在住・在勤・在学の方

【ID・パスワード】

ID：利用券番号8桁

パスワード：生年月日8桁（例）2016年1月6日⇒20160106

【貸出】

3点まで、14日以内（貸出手続きから336時間以内）

※予約がない場合に限り1回まで延長可

【予約】

3点まで、取置期間は貸出可能になった時間から3日間（72時間）

【電子書籍サービス～Read-Along】



電子書籍サービスキャラクター「ブックロー」

フクロウの子ども。

特徴：羽毛は黄色で嘴はペパーミント色。丸い眉がチャームポイント。

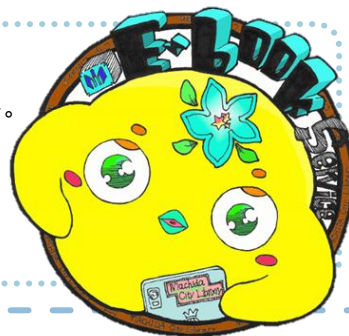
好きなこと：本を読むこと、知らないことを知ること

嫌いなこと：早起き

友達：カワセミ三兄弟

口癖：「…なんと！」

得意技：でんぐり返し





第2章 子ども読書の状況

1 国の動向

国は、2023年（令和5年）3月に、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

国の第五次計画は、子どもの読書活動の現状^{※1}として、小学生・中学生・高校生ともに1か月間の平均読書冊数では、2001年（平成13年）^{※2}よりも2022年（令和4年）の方が多いが、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下、不読率）については、第四次計画の数値目標にいずれの学校段階でも到達しなかったとしています。

目標に到達しなかった要因として、「新型コロナウイルスの感染拡大」を挙げ、各学校の臨時休業や図書館の臨時休館・開館時間の短縮等により、子どもたちが「本」にアクセスしにくい状況が影響を与えた可能性を示しています。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）」の制定^{※3}や、教育・社会のデジタル化など、第四次計画からの社会情勢の変化も踏まえ、国は第五次計画の基本的方針を、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進、としてすべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

【1か月間の平均読書冊数】

1か月間の 平均読書冊数	小学生	中学生	高校生
2001年度値 (平成13年度)	6.2冊	2.1冊	1.1冊
2022年度値 (令和4年度)	13.2冊	4.7冊	1.6冊

【1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）】

不読率	小学生	中学生	高校生
第四次計画目標値	2%以下	8%以下	26%以下
2022年度値 (令和4年度)	6.4%	18.6%	51.1%

出典：第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

※1 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）

※2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」は2001年に策定されました。

※3 P44「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（2019年6月施行）は、障がいの有無にかかわらずすべての人が同じように読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

2 東京都の動向

東京都は、2021年（令和3年）3月に「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。

東京都の第四次計画は、子どもの読書活動の状況^{※1}として、第三次計画の目標である小学生・中学生・高校生の不読率が数値目標^{※2}まで到達しなかったこと、特に高校生での改善が進まないことから、国の第四次計画を踏まえ、乳幼児期からの読書習慣を形成する必要性を述べています。また、本を読まなかった理由として「読むことに興味がない」、「読みたい本がなかった」の回答が多いことから、読書への意欲や関心を高めるような働きかけが引き続き必要としています。

これらの課題と社会情勢の変化を踏まえて、東京都は第四次計画で、①乳幼児期からの読書習慣の形成、②学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、③特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、④読書の質の向上、を第四次計画の目指すものとしています。

【1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）】

不読率	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生
第三次計画目標値 2019年度 (2013年度比3割減)	1.8%	3.8%	9.2%	22.3%
2019年度値 (令和元年度)	2.9%	4.2%	9.9%	30.6%
第四次計画目標値 2025年度 (2013年度比5割減)	1.3%	2.7%	6.6%	15.9%

小学校全体で2%以下を目指す

出典：第四次東京都子供読書活動推進計画

※1 令和元年度 児童・生徒の読書活動状況等に関する調査（東京都教育委員会）

※2 第三次計画では不読率を、2013年度（平成25年度）比で2019年度（令和元年度）に3割減、2023年度（令和5年度）に半減させるとしています。

3 町田市の現状と課題

（1）第四次町田市子ども読書活動推進計画策定後の動向

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の状況

第四次計画は2020年2月に策定され、同年4月から計画期間が始まりました。同時期に世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市立図書館も完全休館期間が約2か月間ありました^{※1}。休館の間は、図書館ホームページに「自宅で楽しめるインターネットのデジタル資料・動画・キッズページのご紹介」の掲載を行うなど、図書館でできることを検討しました。図書館サービスの再開は予約資料の受渡しから

段階を経て行われ、徐々にイベントや館内座席数の制限などを緩和し、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したことにともない、通常の図書館運営に戻りました。

② 環境のデジタル化

生涯学習総務課では２０１９年度から構築を進めていた、町田デジタルミュージアム※２を、２０２２年４月から全面公開しました。市立図書館でも社会環境に対応したサービスとして、２０２２年１０月に電子書籍サービス※３を導入し、利用者の利便性の向上を図りました。

学校ではＧＩＧＡスクール構想※４に基づく、ＩＣＴ環境の整備が全国で推進されました。市では、２０２０年度までに市内公立小学校・中学校に在籍する児童生徒に１人１台のタブレット端末の配備と、高速通信環境の整備が完了し、２０２１年度から使用を開始しています。ＩＣＴ環境が整ったこともあり、市内公立小学校・中学校で市立図書館の電子書籍サービスを活用する検討を行い、２０２３年３月にはつくし野小学校、木曽中学校に先行導入しました。その結果、多くの児童・生徒が利用したことを踏まえて、２０２３年９月から市内公立小学校・中学校全校の児童・生徒を対象に、電子書籍サービスＩＤの付与を行いました。

③ 読書環境の充実と取組

町田第一中学校の図書室は、愛称を「ここまちベース」※５として２０２２年８月から地域利用を開始し、市立図書館では読書環境を充実させる取組として、久美堂本町田店で本の受渡しサービス※６を２０２３年５月から開始しました。

高校生・若者世代への取組の一つとしては、図書館や読書を楽しんでもらうことを目的に「図書館プランナー（イベントボランティア）※７」を募集し、高校生・若者世代自身でイベントを企画・運営するという取組を２０２３年１１月から始めました。

※１ 市立図書館では、２０２０年４月８日（水曜日）から５月２８日（木曜日）の間、完全休館していました。

※２ インターネットを通じて町田の歴史をわかりやすく紹介するデジタルアーカイブです。２０１９年度から構築を進め、部分公開をしてきましたが、２０２２年４月に全面公開し、町田市を代表する考古・歴史・民俗資料を、いつでも、どこでも、見るできるようになりました。

※３ Ｐ８コラム「電子書籍サービスについて」参照。

※４ ２０１９年１２月に文部科学省が発表した教育改革案。「Global and Innovation Gateway for All」の略。全国の児童・生徒１人に１台情報通信端末（パソコンやタブレットなど）の配布、高速大容量ネットワークの整備等を掲げています。

※５ ２０２２年８月から町田第一中学校では、特別教室の地域利用を開始しました。市内在住、在勤、または在学している小学生以上の方（未就学児の方は、保護者同伴であれば利用可）であれば、自由に本の閲覧や自主学習等を行うことができます。

※６ リクエストした図書館資料の受け取り、リクエスト用紙の提出、資料の返却ができます。

※７ Ｐ１６コラム「図書館プランナーやっています！」参照。

(2) 子ども読書の現状

① 第四次町田市子ども読書活動推進計画の取組状況

第四次計画の取組状況については、2022年度の実績評価^{※1}で、A・Bの評価を併せて全体の約89%となり、概ね計画通りに進んでいます。C評価の取組については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等からの事業再開の遅れや、事業への参加人数の少なさが見られました。2022年度実績全体としては、おはなし会やイベント等で、配慮が必要な場面はありましたが、新型コロナウイルス感染症以前の状況に戻ってきています。

② 町田市市民参加型事業評価について

図書館に関しては、2019年度に行われた高校生評価人も参加した町田市市民参加型事業評価で、図書館の改善について「図書館は、市民に学習機会を提供する市の大事な公共施設である。そのため、できるだけ幅広い世代、特に若い世代にも活用、認識してもらえるよう、周知を適切に行ってほしい。」との意見がありました。

若者向けの事業として、中央図書館では、「TEEN LIBRARY」^{※2}や、土・日・祝日に集会室を中学生・高校生向けグループ学習室「わいわいキャレル」として開放するなどの事業を行っていますが、その他にも自習^{※3}スペースを求める声があります。中央図書館とさるびあ図書館には、自習もできる読書室を設けていますが、地域館ではスペース上の問題から難しい状況です。しかし、限られたスペースの中でも、時代のニーズに合わせてできることの検討を行っていく必要があります。あわせて若者向けの事業についても、周知や若者自身が企画・運営を行う取組に力を入れていく必要があります。

③ 町田市の不読率の状況

東京都の調査^{※4}によると、学年が上がるごとに不読率は上がっていきます。傾向としては、東京都も町田市も同様です。中学生が1か月に本を1冊も本を読まなかった理由の多くは、「読みたい本がなかったから」、「本を読むことに興味がないから」です。読書習慣を身に付けることはもちろんのこと、本を読むきっかけや面白いと思う本と出会うことが必要です。次に多い理由は、「本を読む時間がなかったから」になります。多忙な学生生活でも、隙間の時間に気軽に本が読めるような環境が必要です。

また、本を読むことが好きな子どもの割合は、学年が上がるごとに下がっていきます。1か月に本を1冊も本を読まなかった子どもと同じように、読書習慣を身に付けることや、子どもの興味を引く取組など、本を読むことが好きでいてもらえるような取組を考えていく必要があります。

※1 取組目標の記載は、2022年度実績から実施。各課が当年度の取組目標を立て、実績に基づきA・B・C評価を付けています。

※2 P32コラム「YAって知ってる？」参照。

※3 ここでの自習は、図書館資料を利用せずに、自分の参考書などを持ち込んで勉強することをいいます。

※4 令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

【1 か月に本を1 冊も読まない子どもの割合（不読率）】

2022年度 (令和4年度)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
町田市	1.6%	2.6%	8.3%	8.7%	8.1%	12.8%
東京都	4.5%	4.4%	4.6%	4.4%	5.1%	7.9%

2022年度 (令和4年度)	中学1年生	中学2年生	中学3年生
町田市	12.5%	12.8%	13.3%
東京都	7.4%	10.3%	12.4%

【本を読まなかった理由】

自治体・学年		読みたい本が なかったから	本を読む時間が なかったから	本を読むことに 興味がないから
町田市	中学1年生	40.9%	9.1%	63.6%
	中学2年生	61.9%	33.3%	57.1%
	中学3年生	52.2%	34.8%	52.2%
東京都	中学1年生	45.1%	24.4%	53.7%
	中学2年生	50.3%	28.5%	56.1%
	中学3年生	47.5%	39.2%	51.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）
※ここでの本には、教科書、雑誌、漫画、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まない。

【本を読むことが好きな子どもの割合】

2022年度 (令和4年度)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
町田市	69.1%	61.4%	44.4%	42.1%	40.7%	30.7%
東京都	60.2%	52.6%	44.9%	43.2%	40.4%	36.0%

2022年度 (令和4年度)	中学1年生	中学2年生	中学3年生
町田市	29.5%	24.4%	27.7%
東京都	31.3%	29.3%	33.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

(3) 子ども読書の課題

① 不読率の低減

第五次計画では、1 か月に本を1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）を下げ、本を読むことが好きな子どもの割合を上げることが必要です。そのためにも、成長段階に応じた本の紹介や、おはなし会などの今まで行ってきた取組を、~~一~~より充実させる必要があります。小さい頃から本にふれあい、読書習慣を身に付けることで、子ども自身で自分に合った本を選べるようになると、興味の幅も広がると思われます。さらにこれからは、子どもたちが読書に興味を持ち続けられるようにすることが必要です。子ども・若者自身がイベントを企画するなど、同世代が興味を持つような取組が重要です。

② 読書環境の整備と機会の確保

子どもがいつでも・どこでも本が読めるような読書環境が、整っていることが理想です。昨今の多忙な学生生活を考えると、スマートフォンで読むことができる電子書籍サービスの利用を勧めることも考えられます^{※1}。国の計画でも、子どもの視点（同世代の若者で行う取組や子ども・若者の意見の取入れなど）とあわせて、デジタル社会への対応が求められています。

その他にも、多様な子どもたちの読書機会の確保が求められています。文字を読むことが難しい子どもや外国にルーツのある子どもなどの多様な子どもたちに対して、子どもたちの状況に応じてさまざまな「本（電子媒体の本、LLブック^{※2}のような理解がしやすい本、やさしい日本語で書かれている本など）」があります。そういった媒体にとらわれないアクセシブルな「本」の整備や、多くの人にアクセシブルな「本」の存在を知ってもらうことが必要です。

③ 人材の育成・支援

上記のような、子どもが本に出会うきっかけの提供や、いつでも本が読める環境を支えるためにも、読書活動に関わる人材が重要になります。学校での業務や地域のボランティア、家庭での読み聞かせなど、成長段階に応じた読み聞かせや本の紹介などに取組むことで、子どもの読書活動を広げ、支えてくれています。そういった人々の研修やフォローが大切になります。

※1 令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）によると、インターネットの利用している機器は、スマートフォン中学生78.9%・高校生97.9%、契約していないスマートフォン中学生13.4%・高校生7.6%となっています。

※2 P24コラム「みんなが読めるアクセシブルな本」参照。



コラム

図書館プランナーやってます！

図書館プランナーは、「自由な発想で、図書館でやってみたいことをやろう」というコンセプトで、イベントや図書館でやってみたいことの企画・運営などを行う、15歳(中学生を除く)から25歳までのイベントボランティアです。2023年11月から中央図書館で活動を始めました。

第1弾の企画として、2024年5月に「本の福袋」を企画しました。「本の福袋」とは、袋の中に何の本が入っているのか分からない状態で借りていただく企画です。図書館プランナーが選んだ推し本を、本人たちが描いたPOPを頼りに、気に入った袋を借りていただきます。福袋を借りた方からは、「福袋をきっかけに新しい出会いがあって良かった」、「どんな本が入っているのだろうとワクワクしました」との嬉しい感想をいただきました。

また、若者世代のみなさんとイベントを行うにはどうすれば良いかを検討するため、まずは図書館プランナー自ら体験する「プレイベント」を行っています。「TRPG 初心者講座」や、好きなものについて一晩中自由に語る(発表する)「推し語り会」などを行いました。その他にも、中央図書館で行っている中学生・高校生向け回遊型謎解きイベント「まちクエ」の先取り体験や、イベントの手伝いなども行っています。

少しずつ活動を進めていますので、イベントを行った際にはぜひご参加ください！

【「本の福袋」企画】



【図書館プランナー活動中】

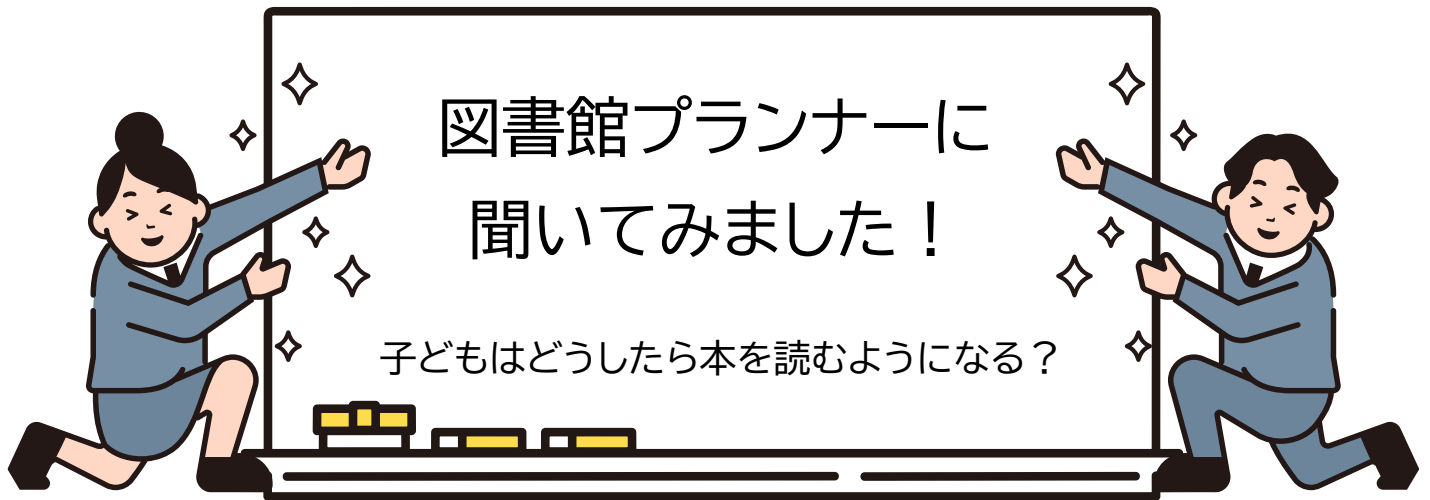


【TRPG 初心者講座】



【「まちクエ」先取り体験】





みんなは何きっかけで本を読むようになった？

親が本を読むのをみていたし、家に本がたくさんあった

ドラマやアニメ等から興味を持って原作を読むようになった

ドラマや映画・ゲームから興味を持って原作を読むようになった

小さい頃やっていたアニメを見て、原作を読んだ

小学校では、授業で読書の時間(図書の時間)や朝読があったから本を読んだ

中学校・高等学校になるとそういう時間がなくなるんだよね～！

じゃあ、どうすればみんな本を読むようになるかな？

事

家に本があると、自然と読むようになる

昔のように外で紙芝居を行う！

図書の時間や朝読の時、学校図書館におすすめ本や特集があると選びやすいよね

事

まわり(環境)に本があったり、本にふれる機会があったりすると良いてことかな？



ちなみに、どんな図書館なら来たいかな？

アニメやドラマの聖地巡礼
の対象になる

イベントを開催する

有名人を呼ぶ

学校図書館は、司書さん
と仲良くなって行くように
なった

雑誌の付録コーナーや
アイドルのコーナーなどが
あると良い

アイドルやアニメなどの推し
活に役立つ雑誌があると良い

CD・DVD が増えると良い

図書館には趣味や推し活に役立つものが欲しいんだね！

事



みんなの本を選ぶ決め手は何？

帯！（何万部発行・
〇〇大賞受賞・△△で評判
など）

主人公の性格（ちょっと
読んでみた印象）

口コミやレビューを調べたりする

流行ってる本（X・Instagram・
SNS・ニュースなど）

本の表紙（デザイン・タイトルなど）

事

結構、見た目や流行は重要事項！図書館で借りて読んでから、欲しい本だけ買うなんて意見もあって、そんなところはしっかりしてるよね！

事

図書館プランナーの意見は図書館や色んな人たちに伝えて、計画作りに活かします。貴重な意見をどうもありがとう！！

★図書館プランナーP12、16 参照 ★計画策定委員会事務局(事):中央図書館職員



第3章 計画の基本的な考え方



～ 計画中の用語について ～

この計画における用語の定義は以下の通りとします。

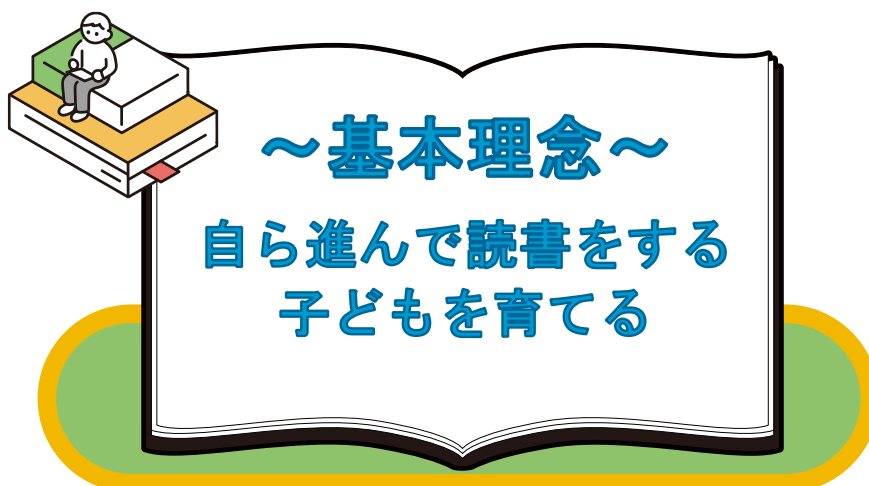
【本（書籍・図書）】

「本」には、新聞、雑誌、チラシ、インターネット記事は含まない。
文字のない絵本や、図鑑は「本」に含む。また、媒体は問わず、電子書籍（オーディオブック含む）やマルチメディアデージー、点字、音訳されたものも含むものとする。

【読 書】

本（書籍・図書）を読むこと。「読書」には教科書、参考書、マンガは含まない。
読み聞かせも「読書」とする。

1 基本理念



現在、子どもたちを取巻く社会環境は目まぐるしく変化しています。多くの情報から必要なもの、正しいものを自分で選び、再構築できる力が必要となっています。読書は、読解力・想像力・思考力・表現力等を養い、これからの社会で必要とされる能力を育むのに、最適な手段と考えられます。自ら進んで読書をする事で、「町田市教育プラン24-28」に掲げる「学び続ける力」が身に付き、生涯を通してさまざまなことを学ぶことで、自身のウェルビーイングの向上につながっていきます。

そのためにも、家庭や地域、学校等が連携・協働することで、社会全体で一体的、魅力的に子ども読書活動を実施していくことが必要です。

2 基本目標

基本目標Ⅰ：子どもが本と出会うきっかけ作り

読書習慣は乳幼児期から身に付けていくものです。子どもたちに「読書は楽しい」と感じてもらえるよう、成長段階に応じて子どもの興味を引く取組を行い、読書習慣につながるようにすることが大切です。また、不読率の高い高校生世代には、同年代と一緒に参加し楽しめる取組も必要です。

子どもたちが「お気に入りの本」に出会えるよう、本に触れあえるさまざまな機会を提供していきます。

基本目標Ⅱ：いつでも身近なところに本がある環境作り

子どもたちが読書をする環境は、GIGAスクール構想等の社会のデジタル化に対応していくことが求められています。また、文字を読むことが難しい子ども、外国にルーツのある子どもなどの多様な子どもたちに対して、読書ができる環境を提供することも求められます。

それぞれのニーズに合わせて、電子書籍（オーディオブック含む）やマルチメディアデ

イジー※、点字など、さまざまな種類の「本」が選択できるようにしていきます。

また、本の充実だけではなく、子どもたちやその保護者に、本に触れられる場所や機会があることを知ってもらうことも必要です。そのため、子ども向けの読書イベントや、読書活動に関する情報の発信を行っていきます。

基本目標Ⅲ：子どもの読書に関わる人の育成と支援

地域の中で、読書に関わる人の裾野を広げ、活動を活性化していくことで、子どもたちが本に触れる機会が増えていきます。成長段階に応じて最適な本を薦めてくれる人、おはなし会やブックトークで読書の楽しさを教えてくれる人、読み聞かせをしてくれる家族など、施設や地域、家庭でそれぞれ子どもたちの読書環境を支え広めてくれる人を育成・支援していきます。

また、読書活動のための人材の確保や、スキルアップのための研修などを引続き進めていきます。

※ P24 コラム「みんなが読めるアクセシブルな本」参照。



コラム

コラボ特集

市立図書館では、市役所の各部署とコラボ特集を定期的に行っています。テーマに関連した本を集めて特集コーナーを設けたり、工夫を凝らした展示を行ったりしています。大人も子どもも楽しめるものや、中央図書館の4階大壁面を利用した展示まで、さまざまな特集を行っています。

2023年度は、子どもも楽しめるような「バスの日」、「ごみしゅうしゅうしゃの火事をふせごう!」、「食育月間」などを中央図書館大壁面で行い、子どもや保護者が手に取りやすい児童書を中心に本を集めました。「バスの日」は、バスやのりものの関係の絵本、「食育月間」は、食べ物自体や料理の作り方、お店のはなしなどの児童書・絵本を集めました。

また、移動図書館でも「D-books(D ブックス)※」の特集を行い、子ども向けには、「絵本 子どもに伝える認知症シリーズ」やヤングケアラーを扱った児童書などを集めました。

※ 認知症(Dementia)の人やその家族のエッセイ、認知症について説明された本などを通じて、認知症への理解を深めると同時に、認知症の人の想いを届ける取組です。

【ごみしゅうしゅうしゃの火事をふせごう!】



【D-books (D ブックス)】

9月は「世界アルツハイマー月間」

D-books
読んでみませんか

町田市では、「認知症とともに生きるまちづくり」をすすめています。
D-books は、認知症(Dementia)の人やその家族のエッセイ、認知症について説明された本などを通して、認知症への理解を深めると同時に、認知症の人の想いを届ける取り組みです。

【期間】9月15日(金)～10月11日(水)

3 成果指標

本計画の基本理念である「自ら進んで読書をする子どもを育てる」を目指すため、成果指標を設定します。

指標は、「児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）」を基に、計画検討時直近の数値と計画期間最後の調査の数値を使用します。読書好きの子どもを増やし、本を読まない子どもの割合を減らすことを目指します。

また、各目標に対しても、取組を毎年度「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」にて報告し、進捗状況の確認・点検を行います。

【1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）】

町田市	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	2.6%	8.1%	7.0%	12.8%	12.9%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	2.3%	7.3%	6.3%	12.0%	11.6%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）
※ここでの本には、教科書、雑誌、漫画、写真だけの写真集、
絵だけの絵本や画集は含まない。

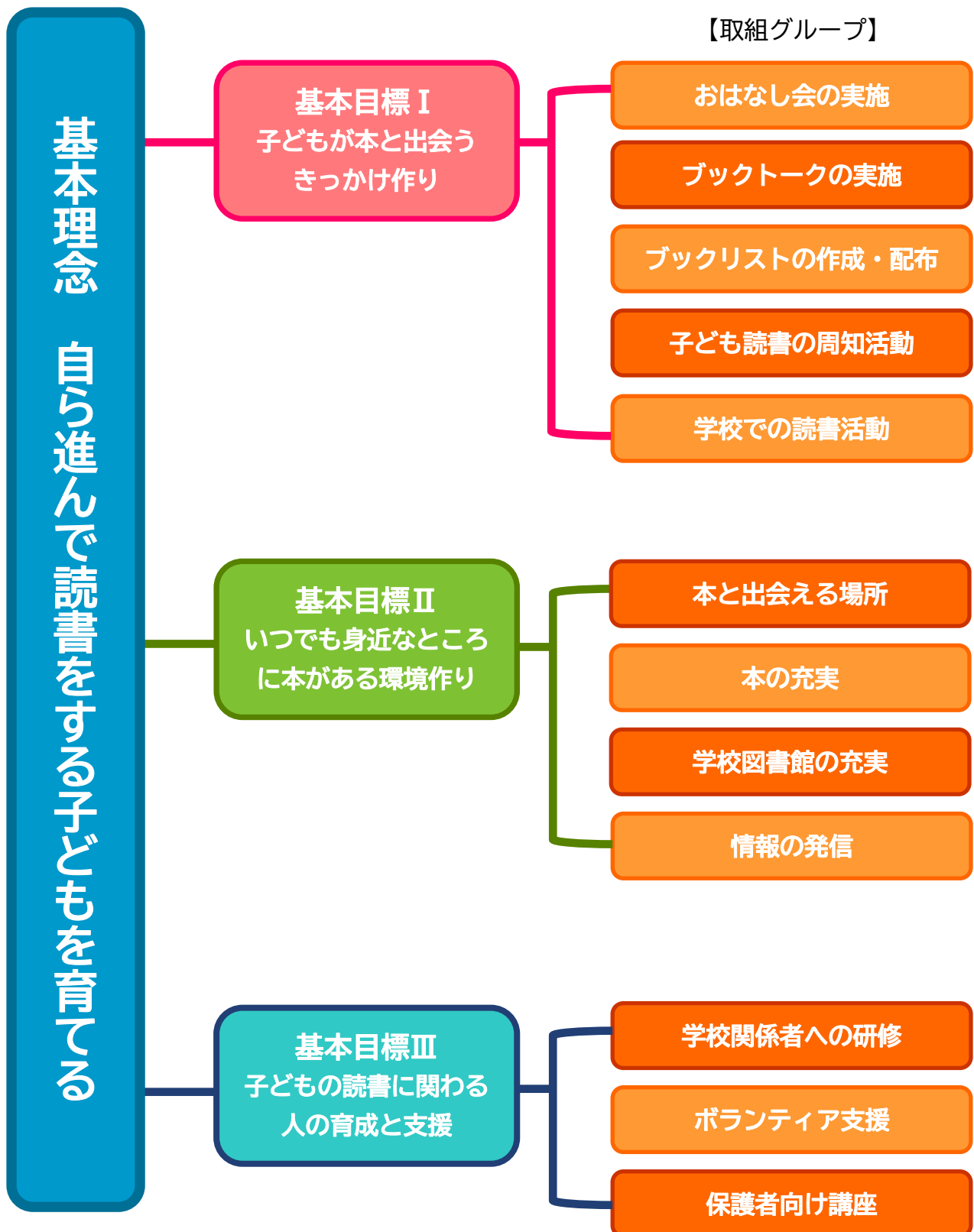
【本を読むことが好きな子どもの割合】

町田市	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	61.4%	40.7%	48.1%	24.4%	27.3%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	67.5%	44.8%	52.9%	26.8%	30.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

4 計画の体系

基本理念・基本目標に基づいた取組が実施されます。取組は取組グループごとにまとめて表示します。





2019年6月に「読書バリアフリー法」※1が成立し、すべての人に読書機会の確保が求められています。

身体・視覚に障がいがある、発達に障がいがある、ルーツが外国にあるなど、さまざまな理由で本を読むことが難しい人たちがいます。そういった人たちも読書が楽しめるように設計されている、「アクセシブルな本」があります。「アクセシブルな本」とは「利用しやすい本」という意味です。媒体は紙に限らず、音声や電子であったり、文字も点字で書かれていたり、文言にも説明がついている本があったりします。本を読むことが難しい状況に応じた「アクセシブルな本」があり、そういった「本」を利用したい人がいつでも利用できる環境になるように、多くの人にその存在を知ってもらうことが必要と考えます。

また、通常の本でも拡大読書器や、リーディングトラッカー※2のような読書補助用具を使用すると読みやすくなる人もいます。市立図書館では、「アクセシブルな本」とあわせて、読書が快適になる環境も体験できるようにしていきます。

※1 P44 参照。正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。

※2 前後の行を隠すことで、読みたい行だけに集中できる読書補助用具。

～ みんなが読めるアクセシブルな本 ～

■LL ブック

「LL」とは、スウェーデン語の「Lättläst（やさしく読みやすい）」の略。文章は分かち書きでふりがながふってあり、絵やピクトグラムなどで分かりやすく、誰もが読めるように工夫されている本です。

■点字図書

指で触って読む本です。点字は縦3、横2の6つの凸点で文字を表しています。凸点を維持するため一定の厚さの紙が必要で、また、漢字がないため一点字に翻訳すると多くの冊数が必要になります。

■点字絵本

目が見える人も見えない人も一緒に楽しめるように、点字・点図（凸点を並べて描いた絵や図）が施された絵本です。

■音声 DAISY（デージー）

「DAISY」は、「Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）」の略。目が見えない人や紙で本を読むこと、活字を読むことが難しい人のための「音の本」です。見た目はCDと同じですが、章ごとに区切りがついていて好きなところから再生できたり、聞く速さを変えたりできるように作られています。

■マルチメディア DAISY（デージー）

パソコン等や専用再生機で再生するもので、音声だけではなく、文字や画像がハイライトされる仕組みになっているので、視覚・聴覚から情報を得ることができます。

その他にも、電子書籍サービスでは字を拡大することができます。また、テキスト読み上げに対応しているコンテンツ（本）も多くあり、音声付きのコンテンツやオーディオブックも導入しています。



第4章 計画の取組

1 取組一覧



基本理念 自ら進んで読書をする子どもを育てる



基本目標Ⅰ 子どもが本と出会うきっかけ作り

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
おはなし会の実施	1		継続	図書館のおはなし会	図書館	○	○	○		○	
	2		新規	文学館のおはなし会	図書館（文学館）	○	○			○	
	3		継続	学童保育クラブのおはなし会	児童青少年課			○			
	4		継続	子どもセンターのおはなし会	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	「子育てひろば」のおはなし会	子育て推進課	○	○			○	
ブックトークの実施	6		継続	児童・生徒へのブックトーク	図書館		○	○	○		
ブックリストの作成・配布	7		継続	おすすめブックリスト	図書館	○	○	○	○	○	○
	8		継続	赤ちゃんにおすすめの絵本の紹介	保健予防課	○				○	
子ども読書の周知活動	9	○	継続	図書館のイベント・講座	図書館			○	○		
	10	○	新規	若者の参画イベント	図書館				○		
	11		継続	図書館見学の受け入れ（利用ガイダンス、施設見学）	図書館		○	○	○		
	12	○	新規	移動図書館の出張運行	図書館	○	○	○		○	○
	13	○	継続	文学館のイベント・講座	図書館（文学館）			○	○		
	14	○	新規	絵本、児童文学、漫画を題材にした展覧会	図書館（文学館）	○	○	○	○	○	○
	15		継続	マイ保育園登録時の絵本配布	子育て推進課	○				○	
学校での読書活動	16		継続	各校特色のある読書活動	指導課			○	○		

※第四次町田市子ども読書活動推進計画に掲載されていない取組を「新規」、引き続き取組む取組を「継続」としています。

※中学生～：中学生～高校生世代 その他：先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

基本目標Ⅱ いつでも身近なところに本がある環境作り

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
本と出会う場所	1		新規	町田第一中学校図書室 ここまちベース	生涯学習センター	○	○	○	○	○	○
	2		新規	玉川学園駅前連絡所 児童図書室	市民課（玉川学園駅前連絡所）	○	○	○		○	
本の充実	3		継続	図書館	図書館	○	○	○	○	○	○
	4		継続	子どもセンター	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	公立保育園および地域 子育て相談センター	子育て推進課	○	○			○	
学校図書館の充実	6		継続	学校図書館支援貸出	図書館			○	○		○
	7	○	継続	学校図書館の蔵書整備	教育総務課			○	○		
	8		継続	「学校図書館活用の 手引き」の活用	指導課						○
	9	○	新規	学校図書館の運営人材 の確保	指導課						○
	10	○	新規	電子書籍サービスの 活用	指導課			○	○		
情報の発信	11		継続	図書館ホームページ等 での情報発信	図書館			○	○	○	○
	12		新規	「みんなが読める本」 の周知活動	図書館		○	○	○	○	○
	13		継続	「家庭学習推進の手引 き」の提供	指導課					○	
	14		継続	「子育てひろばカレン ダー」の発行	子育て推進課					○	

基本目標Ⅲ 子どもの読書に関わる人の育成と支援

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
学校関係者への研修	1		継続	学校図書館担当者研修	指導課						○
	2		継続	新任教諭への図書館 研修	指導課						○
ボランティア支援	3	○	継続	市民向け絵本の読み聞 かせ講座	図書館					○	○
	4	○	継続	おはなし会ボランティ アの養成講座	図書館					○	○
保護者向け講座	5		継続	児童文学講座	図書館（文学館）					○	○

※第四次町田市子ども読書活動推進計画に掲載されていない取組を「新規」、引続き取組む取組を「継続」としています。

※中学生～：中学生～高校生世代 その他：先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

2 個別の取組



基本目標Ⅰ 子どもが本と出会うきっかけ作り

※対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【おはなし会の実施】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－1	図書館のおはなし会	乳幼児向けから小学校低学年向けまで、年齢にあったおはなし会を行い、子どもや保護者におはなしの楽しさを味わってもらいます。 子どもが本に親しみ、本に興味を持ってもらえるように読書の機会を提供しています。	絵本の読み聞かせや紙芝居、語り※を聞いてもらい、親子で楽しく過ごせる時間と場所を提供します。 読書に興味を持ってもらえるように、おすすめ本の紹介や、年齢に応じたプログラムを用意していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小保				

※ 語り手がおはなしを覚えて、絵本や台本を見ずに、聞き手に情景が目に浮かぶようにおはなしを語ることです。

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－2	文学館の おはなし会	絵本や紙芝居の読み聞かせ、 わらべうたやことば遊びを通 じた親子のコミュニケーション を促し、「ことばの扉」と なるような事業を行います。	保育士とボランティアの連携 によって、より充実したプロ グラムの提供を目指します。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－3	学童保育 クラブの おはなし会	学童保育クラブに入会する子どもたちが、本に親しんでもらえるようにおはなし会を行います。	地域のボランティア団体と連携するほかに、学童保育クラブの指定管理者に図書館の読み聞かせ講座の開催についても周知を行い、おはなし会の充実につなげます。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－4	子どもセンターのおはなし会	子どもセンターに来館する子どもたちに、本に親しんでもらえるよう、地域のボランティア団体と連携しながら、おはなし会を行います。	おはなし会で地域のボランティア団体と連携しながら、おはなし会のテーマに沿った本の紹介をするなど、子どもが本に興味を持てるような環境を工夫します。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－5	「子育てひろば」のおはなし会	乳幼児を対象とした「子育てひろば」※で、絵本の読み聞かせを行います。 また、その年齢にあった絵本や、季節の絵本などの紹介を利用者に行っています。	今後も「子育てひろば」で絵本の読み聞かせを行っていきます。 また、職員だけではなく、「子育てひろば」の利用者が読み手となるなど、絵本に触れる機会を増やしていきます。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

※ ご家庭で育児をしている保護者を対象に、あそびや育児の情報交換する場です。

【ブックトークの実施】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－6	児童・生徒へのブックトーク	図書館員が学校へ出向き、学校の読書活動の一環として、テーマに沿って本を組み合わせ紹介するブックトークを行い、読書の楽しさを伝えます。 また、図書館の紹介や利用案内も行っています。	学校からの依頼に応えられるように、シナリオやスキルを蓄積、共有し、継続してブックトークを行えるようにしていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
幼小中				

【ブックリストの作成・配布】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－7	おすすめブックリスト	図書館で購入した児童図書の中から、図書館員が選んだおすすめ本を集めて、年代別のリーフレットを作成・配布します。 それぞれに、おすすめ本の簡単な解説を掲載しています。	子どもにどんな本を選べばいいのか困っている保護者や、面白い本がないかと探している子どもたちに向けて、作成・配布していきます。 また、配布効果を検証し、配布先や配布方法を検討していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－8	赤ちゃんに おすすめの 絵本の紹介	出産後の保護者と接する健診 等の機会に、赤ちゃんにおす すめの絵本について情報提供 します。	紹介する時期や媒体など、効 果的な方法を検討しながら行 っていきます。
担当課	保健予 防課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳保				

【子ども読書の周知活動】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－9	図書館の イベント・ 講座	子ども・若者が読書や図書館 に興味を持つきっかけとなる ような、イベント・講座を行 います。	人気がある「一日図書館員」 のような職場体験イベント以 外についても、参加者が増え るように周知等を行っていき ます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－10	若者の参画 イベント	若者が読書や図書館に興味を持つきっかけとなるように、同世代の若者自身が、自分たちが楽しいと思うイベントの企画・運営を行います。	若者自身が計画し、運営していくことができるようにサポートを行っていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
中				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－１１	図書館見学の受け入れ（利用ガイドンス、施設見学）	学校からの見学依頼を受け、図書館案内や書庫のバックヤード見学などを行い、図書館や本に興味関心を持ってもらいます。	今後も幅広く受け入れていきます。 対象学年に応じて内容を工夫し、図書館や本に興味を持ってもらえるようにしていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
幼小中				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I - 1 2	移動図書館 の出張運行	保育園、幼稚園、イベント会場など、子どもが集まる場所に移動図書館の出張運行を行っています。 本の貸出のほか、紙芝居やミニおはなし会などを行いながら、本に触れる機会を作ります。	保育園、幼稚園など子どもが集まる場所への出張運行を増やします。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
乳幼小保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－１３	文学館の イベント・ 講座	町田市内の小学校・中学校・ 高等学校に在学する生徒を対 象に「ショートショートコン クール」を開催します。 コンテストを通じて自由に 「書くこと」の楽しさを伝え ます。	コンテストの周知に努めると ともに、コンテストに応募す るための作品の書き方を、担 当職員が出張授業を通じて積 極的に指導します。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－１４	絵本、児童文学、漫画を題材にした展覧会	夏季には絵本作家や子ども向け（主として乳幼児から小学校低学年とその保護者）のテーマを扱った企画展を開催します。 漫画など文学に隣接するジャンルの展覧会の開催に積極的に取り組んでいます。	展覧会を開催し、子どもたちが本物に触れる機会を提供することで、その魅力を味わう感性を育みます。
担当課	図書館（文学館）			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
乳幼小中保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－15	マイ保育園 登録時の絵 本配布	マイ保育園※に初めて登録する0歳児のご家庭に、図書館のブックリストを参考に選んだ絵本のプレゼントを行います。	引続き絵本のプレゼントを行い、マイ保育園の登録を勧めるとともに、絵本を通じて子どもと楽しい時間を過ごせるようにと考えています。
担当課	子育て 推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳保				

※ 家庭で子育てをしている保護者が、市内の保育園や認定こども園に登録をすることで、「育児のかかりつけ窓口」として、気軽に相談ができる子育て支援です。

【学校での読書活動】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－16	各校特色のある読書活動	学校の教育計画の「指導の重点」に明記して、市立小学校・中学校で、それぞれ特色ある読書活動に継続的に取り組みます。	本の読み聞かせなどの読書集会や、学校行事と結び付けた動機づけを行うなど、読書量の増加や質の向上を行っていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小中				



コラム

YA って知ってる？

「YA」とは、「Young Adult(ヤングアダルト)」の略です。中学生・高校生世代を中心とした10代を指しています。言葉としては馴染みが薄い「YA」ですが、市立図書館では子どもから大人になっていく、この時期に適した本の紹介や、イベントなどの「YA サービス」を多く行っています。図書館や読書から離れがちな年代ですが、読書を楽しめるように、また、必要な時には情報を得られるようにさまざまなサービスを提供しています。

～ YA サービスについて ～

【YA コーナー】

中央図書館には「TEEN LIBRARY (YA コーナー)」があり、図書館の本を使って勉強ができるスペースがあります。小説、ライトノベル、雑誌、漫画などありますが、進路を考える本、職業についての本、勉強の役に立ちそうな本など、さまざまな分野の本をそろえています。イラスト好きな方のための書き込みノート「わいわいのおと」も置いてあります。

【わいわいキャレル】

中央図書館では、土・日・祝日に、6階の集会室を中学生・高校生向けグループ学習室「わいわいキャレル」として開放しています。1回の利用時間は3時間で、最大4グループまで利用可能です。4階メインカウンターで受付しています。ご利用には町田市立図書館の利用券が必要です。

【YA 通信】

YA 向け情報誌。不定期発行。新着本やおすすめ本の紹介、イベント情報などを掲載しています。

【YA 向けイベント】

図書館員の仕事を体験できる「一日図書館員」や、図書館の使い方が学べる「まちクエ」、YA 世代向け映画上映会「Y シネマ」などを行っています。

【中央図書館「TEEN LIBRARY (YA コーナー)」】



【中央図書館「わいわいキャレル」】





基本目標Ⅱ いつでも身近なところに本がある環境作り

※対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【本と出会う場所】

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１	町田第一中学校図書室 ここまちベース	町田第一中学校の図書室「ここまちベース」は、地域の人たちが利用できます。 図書室にある本を読むというだけの場所ではなく、学習支援や各種イベントを行うことで、学びの場、憩いの場、多世代交流の場となっています。	多様な世代の自主的な学びを支援し、地域住民の活動拠点となるような取組を推進します。
担当課	生涯学習センター			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－２	玉川学園駅前連絡所 児童図書室	児童図書室には、乳幼児向けの絵本から、児童書、紙芝居など約7，０００冊の本があります。 １人４冊、２週間借りることができます。対象は、町田市在住・在学・在勤の方です。	多くの人に利用してもらえるよう、子ども向けチラシを作成するなどＰＲを強化します。 また、特集コーナーを充実させて、本への関心を深められるよう働きかけを行います。
担当課	市民課 （玉川学園駅前連絡所			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小保				

※ その他の本と出会う場所は、P39のコラム「本と出会う場所」で紹介しています。

【本の充実】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－３	図書館	子どもたちに読書を楽しんでもらえるように、蔵書の構成を踏まえて、実際に現物を確認し、内容を精査してから購入します。 子どもたちの興味を引くような本から、調べ学習に対応できるような本まで、さまざまなニーズに幅広く対応できるようにしています。	図書館でも「えいごのまちだ」に貢献できるように、英語絵本・児童書を充実させていきます。 また、多様な子どもたちの読書環境を整えるため、「やさしい日本語」の本についても検討を行っていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－４	子どもセンター	子どもセンターぱお分館 W A A A Oは、「絵本の世界へようこそ」がコンセプトです。 子どもたちに本に親しんでもらえるよう「ドキドキ図書コーナー」のスペースを設置しています。	多くの子どもたちが本を手にとり、本に興味を持ってもらえるように、低い書棚に配架するなどの工夫を行います。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－５	公立保育園 および地域 子育て相談 センター	身近で絵本が借りられるよう、絵本の貸し出しを行います。 図書館からのリサイクル図書を利用し、本の入れ替えを定期的に行っています。 貸し出しの際には、季節の本や子どもに人気の本を紹介し、興味関心を持ってもらえるように行っています。	引続き絵本の貸し出しを行い、併せて絵本の紹介も行っていきます。 また、地域子育て相談センターでは年齢に応じた絵本の紹介も行っていきます。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

【学校図書館の充実】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－６	学校図書館 支援貸出	さるびあ図書館を拠点に、学校図書館への支援貸出を行います。 学校での調べ学習をサポートするため、図書館で必要に合わせた本を選び、配本しています。	テーマ別の貸出セットなどを利用して、スムーズで簡単に支援貸出ができるようにします。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小中他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－７	学校図書館 の蔵書整備	児童生徒が本に触れ合う機会を増やし、豊かな知識や心を持つことができるよう、学校図書館図書標準※ ¹ の達成と廃棄規準に基づき、計画的に蔵書の更新を進めます。	各学校図書館が十分な蔵書数を確保でき、蔵書の更新が適正に行われるように、引続き学校図書館図書標準および学校図書更新比率※ ² の全国平均以上の達成を目指します。
担当課	教育 総務課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

※¹ 学校図書館に整備すべき本の標準数。

※² 新規に受け入れた本の数と廃棄した本の数合わせて、年間の蔵書数で割った数。

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－８	「学校図書館活用の手引き」の活用	児童・生徒の読書活動の充実のため、「学校図書館活用の手引き」の活用状況を把握し、学校図書館担当者研修会の研修等の内容に反映させます。	「学校図書館活用の手引き」を活用し、市立学校図書館の蔵書および運営の充実を行っていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－９	学校図書館 の運営人材 の確保	学校司書等の学校図書館の運営を担う人材確保の方法を検討するとともに、「小・中学校モデル事業」を行います。	学校司書等の学校図書館の運営を担う人材確保の方法を検討します。 併せて、学校図書指導員に加えて司書、司書補または司書教諭の資格を有する方を巡回型職員として任用するなどの検討を行い、モデル事業を進めていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１０	電子書籍サービスの活用	学校図書館の機能充実を行うため、学校では市立図書館の電子書籍サービスを活用します。	市立小学校・中学校に通う全児童・生徒に配布している電子書籍サービスのＩＤを活用し、読書習慣の確立につなげていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

【情報の発信】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１１	図書館ホームページ等での情報発信 小中保他	子どもたちの読書のきっかけや、本との出会いとなるように、イベント（おはなし会など）の情報や、おすすめ本リスト等を、図書館ホームページ、まちだ子育てサイト、X（旧T w i t t e r ）でお知らせします。 また、図書館ホームページでは、本と出会える場所や団体の情報をまとめた「町田市読書MAP」や、学校の先生に向けた「市内小・中学校の先生方へ」など、幅広い情報を掲載しています。	図書館ホームページやまちだ子育てサイトで、情報を分かりやすく発信するため、見やすいページ作りを目指していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１２	「みんなが読める本※」の周知活動	みんなが読むことができるさまざまな「本」があります。 「本」を必要としている子どもだけではなく、周りの人たちにも知ってもらえるように、周知活動を行います。	紙に文字が印字されている本だけではなく、点字や音声などの本や、ピクトグラムなどで読みやすく工夫されている本など、さまざまな「本」があることを、イベントや研修などで周知していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
幼小中保他				

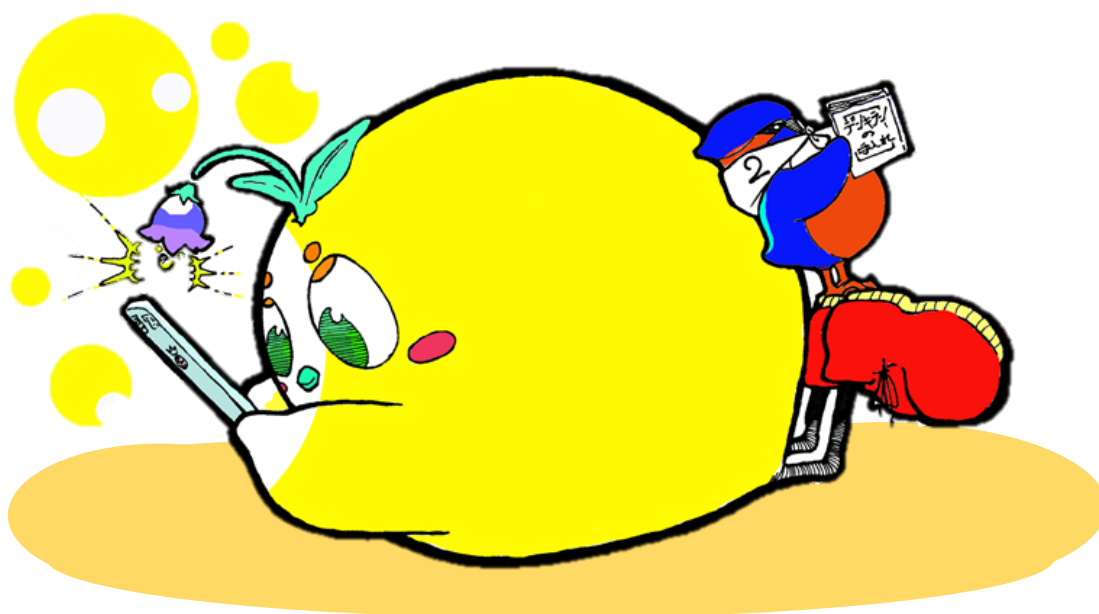
※ 「みんなが読める本」については、P24 のコラム「みんなが読めるアクセシブルな本」で紹介しています。



電子書籍サービスキャラクター「ブックロー」

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１３	「家庭学習 推進の手引 き」の提供	「家庭学習推進の手引き」を 全家庭に配付し、読書に親し むことを広めていきます。	市立小学校・中学校に通う新 １年生の児童・生徒の家庭に 「家庭学習推進の手引き」を 配付し、子どもたちに読書習 慣が身に付くことを目指して いきます。 また、「町田市学力向上推進 プラン（第４次）」を更に推 進していきます。
担当課	指導課			
町田市教育 プラン 24-28				
対 象				
保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１４	「子育てひろばカレンダー」の発行	子育てひろばカレンダーを月に１回発行し、子育てひろばやおはなし会などの情報発信を行います。	子育てひろばカレンダーによる、おはなし会などの情報発信を引続き行っていきます。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
保				





基本目標Ⅲ 子どもの読書に関わる人の育成と支援

※対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【学校関係者への研修】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－１	学校図書館 担当者研修	図書指導員が司書教諭等と連携して円滑に図書館運営が行えるように、蔵書管理、環境整備、学校図書館を活用した学習等、学校図書館を充実させるための研修を行います。また、図書指導員間での情報共有も行っていきます。	学校図書館担当者研修会において、「学校図書館活用の手引き」の周知を行い、手引きに掲載された内容や実践事例を踏まえた研修内容を検討して行います。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－２	新任教諭への図書館研修	新任教諭の読書活動に対する知識が深まるように、図書館研修を行います。	今後の授業に役立つように市立小学校・中学校の新任教諭へ、図書館の図書支援サービス等に関する研修を行います。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

【ボランティア支援】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－３	市民向け絵本の読み聞かせ講座	保育園・幼稚園等や小学校、学童保育クラブで読み聞かせを行っている保護者等を対象に、絵本の読み聞かせ講座を行っています。 本の選び方や読み聞かせ方の技術向上を目指します。	地域で活動をしている人たちの技術や、意欲の向上につながるような講座を開催し、悩みごとの相談にも応じていきます。 また、講座を開催することで、図書館員のスキルの向上にもつなげていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－４	おはなし会 ボランティアの養成講座	おはなし会ボランティア養成講座を開催し、図書館で活躍するボランティアを新たに育てます。	おはなし会の実演に加えて、おはなし会を運営することができるボランティアを養成します。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
保他				

【保護者向け講座】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－５	児童文学講座	絵本作家や編集者等の講演会 やワークショップを通して、 本や本づくりに携わる人たち と交流し、本に対する理解を 深めるきっかけを作ります。	保護者が絵本への理解をより 深める契機を提供すると同時 に、親子が一緒に参加できる 講座の開催を目指します。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
保他				



コラム

本と出会える場所

市内には学校や保育園・幼稚園等、図書館・文学館以外にも本と出会える場所があります。

子どもが集まる学童保育クラブや、子どもセンター・子どもクラブには、子どもたちが読めるように本があり、おはなし会なども行われています。

公共施設等でも本を借りる・読書ができる場所があります。(玉川学園駅前連絡所の「児童図書室」、成瀬コミュニティセンターにある地域文庫の「かえて文庫」、町田第一中学校の図書室を一般に開放している「ここまちベース」などがあります。)また、個人や団体が地域の施設などで読み聞かせや本の貸出しを行っている地域文庫や、本を通してコミュニケーションをとったり、本をきっかけに人とつながったりする「まちライブラリー」、「きんじょの本棚」などもあります。

市立図書館では、図書館を身近に利用してもらうために移動図書館「そよかぜ号」が、2週間に1回定期的に巡回場所を訪れています。その他にも、イベント会場や保育園・幼稚園等にも訪れて、本に触れるきっかけを提供しています。

そういった本と出会える場所の情報を地図にまとめた「町田市読書 MAP」を、作成・配布しています。市立図書館のホームページにも掲載されていますので、ぜひご覧ください。読書体験ができる場所は意外とみなさんの身近にあるかもしれません。

【町田市読書 MAP】



【ここまちベース】





< 參考資料 >

関連法など

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十七条）

第四章 協議の場等（第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等

の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、

国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第1 設置

町田市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を効果的に推進するため、町田市子ども読書活動推進計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

第2 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- （１） 計画の進捗状況の検証に関すること。
- （２） 計画の総合調整に関すること。
- （３） 計画の推進に係る情報交換及び連携に関すること。
- （４） 前３号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項

第3 組織

- １ 推進会議は、委員14人をもって組織する。
- ２ 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

第4 委員の任期

- １ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ２ 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

第5 委員長等

- １ 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- ２ 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- ３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- １ 推進会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- ２ 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部図書館において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

別表（第3関係）

町田市公立小学校長会の代表 1人

町田市公立中学校長会の代表 1人

町田市立小学校の読書活動に携わる保護者 1人

町田市立中学校 PTA 連合会の代表 1 人
町田市私立幼稚園協会の代表 1 人
町田市法人立保育園協会の代表 1 人
図書館又は学校図書館に係るボランティア 2 人
町田市立図書館協議会の代表 1 人
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部子育て推進課長
教育委員会事務局学校教育部教育総務課長
教育委員会事務局学校教育部指導課長
教育委員会事務局生涯学習部図書館長

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

第1 設置

第五次町田市子ども読書活動推進計画（以下「第五次計画」という。）の策定に資するため、第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）第五次計画の策定に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第3 組織

1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 生涯学習部図書館長

委員 子ども生活部児童青少年課長

子ども生活部子育て推進課長

学校教育部教育総務課長

学校教育部指導課長

生涯学習部生涯学習総務課長

生涯学習部生涯学習センター長

生涯学習部図書館市民文学館担当課長

第4 委員長

1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第5 会議

1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第6 作業部会

1 委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会から指示された事項に関し、情報の収集及び分析、施策及び事業の検討等を行う。

3 作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第7 庶務

委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、２０２３年７月１日から施行する。
- 2 この要領は、２０２５年３月３１日限り、その効力を失う。
(第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領の廃止)
- 3 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領(２０１８年９月１日施行)は、廃止する。

委員名簿

○町田市子ども読書活動推進計画推進会議（第25回から第28回会議委員）

【任期 2021 年 11 月 1 日～2023 年 10 月 31 日、2023 年 11 月 1 日～2025 年 10 月 31 日】

選出区分		名 前	備 考
町田市公立小学校長会の代表	南成瀬小学校	吉成 美紀	
町田市公立中学校長会の代表	木曽中学校	梶野 明信	～2024 年 3 月 31 日
町田市公立中学校長会の代表	町田第三中学校	大石 眞二	2024 年 4 月 1 日～
町田市立小学校の読書活動に携わる保護者	町田市公立小学校読書活動に関わる保護者団体の代表	高橋 晃代	2023 年 11 月 1 日～
町田市立中学校 P T A 連合会の代表	小山田中学校	保高 浩子	～2024 年 5 月 31 日
町田市立中学校 P T A 連合会の代表	木曽中学校	兼子 由美恵	2024 年 6 月 1 日～
町田市私立幼稚園協会の代表	きそ幼稚園 園長	櫻井 恵美子	
町田市法人立保育園協会の代表	東平ひまわりこども園 園長	吉川 厚子	～2023 年 10 月 31 日
町田市法人立保育園協会の代表	なごみ保育園 園長	松井 美和	2023 年 11 月 1 日～
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	金森図書館おはなしボランティア、かえで文庫世話人	砂川 とき江	～2023 年 10 月 31 日
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	おはなしポケット	長尾 厚子	2023 年 11 月 1 日～
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	鶴川第三小学校図書指導員	福田 比呂子	
町田市立図書館協議会の代表		鈴木 真佐世	～2023 年 10 月 31 日
町田市立図書館協議会の代表		福田 有美子	2023 年 11 月 1 日～
子ども生活部児童青少年課長		菊地 仁幸	
子ども生活部子育て推進課長		香月 勇人	
学校教育部教育総務課長		高田 正人	
学校教育部指導課長		大山 聡	
生涯学習部図書館長		中嶋 真	

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会委員

【任期 2023 年 7 月 1 日～2025 年 3 月 31 日】

構 成		名 前	備 考
委員長	図書館長	中嶋 真	
委 員	児童青少年課長	菊地 仁幸	
	子育て推進課長	香月 勇人	
	教育総務課長	高田 正人	
	指導課長	大山 聡	
	生涯学習総務課長	江波戸 恵子	2023 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習総務課長	西久保 陽子	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
	生涯学習センター長	西久保 陽子	2023 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習センター長	川瀬 康二	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
	図書館市民文学館担当課長	野澤 茂樹	

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会員

構 成		名 前	備 考
委員長	図書館長	中嶋 真	
委 員	子ども生活部 児童青少年課学童保育係	栗山 千咲	
	子ども生活部 子育て推進課事業係	櫻井 加代子	
	学校教育部 教育総務課学校運営支援係	山野 景子	
	学校教育部 指導課	安本 典生	
	生涯学習部 生涯学習センター管理係	岡田 勝之	
	生涯学習部図書館 中央図書館サービス係	鷹野 美保子	～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習部図書館 中央図書館サービス係	山田 明樹	2024 年 4 月 1 日～
	生涯学習部図書館 さるびあ図書館サービス係	佐藤 澄枝	
	生涯学習部図書館 町田市民文学館	谷口 朋子	

計画策定の検討経過

会議名	開催日	検討内容
第25回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2023年7月18日	「第五次町田市子ども読書活動推進計画の策定」について
第1回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2023年8月3日	①第五次町田市子ども読書活動推進計画の策定について ②子どもの読書活動の現状について ③計画体系（骨子）について
第1回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2023年10月2日 （オンライン開催）	①第1回策定委員会の資料と情報共有 ②基本理念・基本目標（計画骨子）について検討
第2回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2023年11月30日 （オンライン開催）	①第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ②計画の成果指標等について ③コラムについて
第2回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2023年12月27日	①計画骨子と視点について（案） ②計画の取組について ③計画の成果指標・重点取組について ④コラムについて
第26回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2024年1月30日	「第五次町田市子ども読書活動推進計画」の策定状況について
第3回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2024年3月15日 （オンライン開催）	①計画の章立てについて ②第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ③コラムについて
図書館プランナーミーティング	2024年4月14日	計画についてのヒアリング実施 ～子どもはどうしたら本を読むようになる？～（P17・18参照）
第3回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2024年4月25日	①計画の構成について ②第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ③コラムについて
第4回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2024年6月4日 （オンライン開催）	①第3回策定委員会の情報共有 ②第五次町田市子ども読書活動推進計画案について
第4回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2024年7月2日	①第3回策定委員会後の修正点について ②第五次町田市子ども読書活動推進計画案について

第 27 回町田市子ども読 書活動推進計画推進会議	2024 年 7 月 17 日	「第五次町田市子ども読書活動推進計 画案」について
第 5 回第五次町田市子ど も読書活動推進計画策定 委員会		
第 28 回町田市子ども読 書活動推進計画推進会議		

